

承認電源等の定期審査および取消申請について

第447回理事会（2024年3月21日）で審査し承認した承認電源等（翌日取引において優先的に約定することを承認している出力制御が困難な電源等）について、その承認期間が業務規程第144条の3の定めにより2025年3月31日を以って満了となることから、業務規程第147条の規定に基づき、当該承認電源等の定期審査を行った。

その結果、現在承認している25件のうち22件について定期審査基準に適合するものと認め、2件については承認電源等としての運用実態がなかったことから承認期間の延長を認めないこととする。残りの1件については業務規程第145条の規定に基づき承認取消申請を受け付け、業務規程第144条第1項の規定に基づく審査、業務規程第145条の規定に基づく確認を行った結果、承認取消に正当な理由があると認めることとする。

併せて業務規程第144条第2項、第147条第2項の規定に基づき、審査の結果を当該審査に係る承認電源等保有者に対して別紙1、別紙2、別紙3、別紙4により通知するとともに、別紙5により当機関ホームページで公表する（3月末までに公表予定）。

以上

【添付資料】

別紙1：通知文（電制電源を除く。適合件名向け文書）

別紙2：通知文（電制電源。適合件名向け文書）

別紙3：通知文（電制電源を除く。承認期間延長見送り件名向け文書）

別紙4：通知文（電制電源。承認取消件名向け文書）

別紙5：ウェブサイト公表文

別紙1、別紙2、別紙3、別紙4については、業務規程第5条第2項第2号の「特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの」に該当するため、非公表とする。

承認電源等の定期審査および承認取消申請について

当機関では電源等保有者※から申請のあった電源等について、2024 年 3 月 21 日(木曜日)に既存承認電源等の延長を認められた 25 件について、業務規程第 144 条第 2 項の規定に基づいて、定期審査の結果を公表しました。

今般、承認電源等の承認期間が業務規程第 144 条の 3 の定めにより 2025 年 3 月 31 日(月曜日)を以って満了となることから、業務規程第 147 条の規定に基づいて承認電源等の定期審査を行い、このうち 1 件から業務規程第 145 条の規定に基づき 2025 年 4 月 1 日からの承認取消申請を受け付けたため、業務規程第 144 条第 2 項、第 147 条第 2 項の規定に基づき、それぞれ結果を公表します。

※ 翌日取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約(これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。)を有する託送供給契約者、発電契約者、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員。

定期審査の対象となる承認電源等

当機関が、承認電源等として認めた現在承認中の以下の電源等が対象となります。

1. 長期固定電源(原子力、水力(揚水式を除く。))又は地熱)
2. 運転中の発電設備等の出力が連系線の運用容量に影響を与える電源制限装置を有する電源
3. 電気の受給契約(上記 1. 及び 2. の電源に係る電気を含むものに限る。)又は当該受給契約に代わる同一事業者内の計画等
4. 電気事業法第 24 条第 1 項及び電気事業法第 27 条の 12 の 13 において準用する電気事業法第 24 条第 1 項に定める供給区域外に設置する電線路による託送供給に係る一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約
5. 流通設備の作業停止に伴い一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約

現在、承認電源等として認めた電源等の件数については下表のとおりです。

承認日	承認期限	件数
2024/3/21	2024/4/1～2025/3/31	25

審査項目

当機関は、以下の項目について審査しました。

<定期審査>

- ・承認時から申請書記載事項に変更の無いこと。
- ・承認電源等としての運用実態があること。

<取消申請の審査>

- ・取消理由が、既承認済み契約の廃止に基づき正当であること。

審査の結果

定期審査の結果、22 件について審査基準に適合するとして承認電源等として延長を認め、承認取消申請のあった 1 件および運用実態のない 2 件については承認電源等として延長を認めないこととなりました。

承認電源等の審査適合件数

電源等		現在の承認件数	審査適合件数
長期固定電源	原子力	0	0
	水力 (揚水式除く)	0	0
	地熱	0	0
運転中の発電機出力が 連系線の運用容量に影響を与える 電源制限装置を有する電源		3	2
	原子力	0	0

電源等		現在の承認件数	審査適合件数
長期固定電源から電気を調達する受給契約等	水力 (揚水式除く)	7	7
	地熱	0	0
運転中の発電機出力が連系線の運用容量に影響を与える電制電源から電気を調達する受給契約等		0	0
法第 24 条第 1 項に定める系統運用電力に係る契約		12	10
流通設備の作業停止に伴う潮流調整電力に係る契約		3	3
合計		25	22

承認期間

2025 年 4 月 1 日(火曜日)～2026 年 3 月 31 日(火曜日)

その他

申請は随時受け付けます。

関連リンク:[間接オークションの導入に向けて出力維持等の考慮が必要な電源等の申請について](#)(2018 年 5 月 9 日公表)

関連リンク:[承認電源等の定期審査および変更申請について](#)(2024 年 3 月 21 日公表)

お問い合わせ

本件に関し、ご不明な点がございましたら、下記のお問合せ窓口までご連絡をお願いします。

電力広域的運営推進機関 運用部

電子メール: a-contract@occto.or.jp